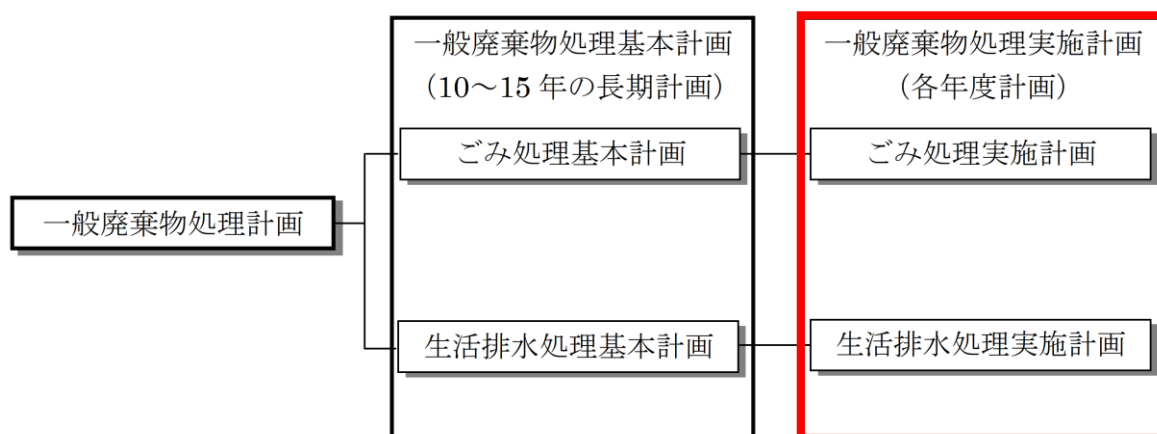


令和 7 年度弘前市一般廃棄物処理実施計画について

1 一般廃棄物処理実施計画について

- ・市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならない。
- ・一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び当該基本計画の実施のために必要な**各年度の事業について定める実施計画**から構成されている。
- ・ごみに関する部分（ごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理実施計画）から構成されている。



- ・この計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集期間、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならない。
- ・一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定する必要がある。

2 令和 7 年度の実施計画について

- ・今回の基本計画の改定を踏まえた内容としている。
- ・詳細は別添 4 のとおり。

令和7年度
弘前市一般廃棄物処理実施計画
(案)



弘前市マスコットキャラクター
たか丸くん

令和7年4月

弘前市

目 次

第Ⅰ章 基本的事項	1
1 計画の目的	1
2 計画期間	1
3 計画対象区域	1
4 一般廃棄物の処理主体	1
第Ⅱ章 ごみ処理実施計画	2
1 ごみ処理計画量	2
2 家庭系ごみの分別区分等	3～5
3 事業系ごみの分別区分等	5
4 一般廃棄物処理業許可	6
5 一般廃棄物の減量化・資源化推進の方策	6～8
6 処理施設の概要	8
7 市外からの一般廃棄物受入	9
第Ⅲ章 生活排水処理実施計画	10
1 生活排水処理の推計	10
2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計	11
3 収集運搬の概要	11
4 処理施設の概要	11
5 適正処理の推進	12
6 し尿処理体制見直しの検討	12

令和7年度 弘前市一般廃棄物処理実施計画

第Ⅰ章 基本的事項

1 計画の目的

令和7年度弘前市一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）は、弘前市一般廃棄物処理基本計画（令和7年4月改定）の推進及び実施のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画量、施策等について定め、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を推進するために策定するものである。

2 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

4 一般廃棄物の処理主体

本市の一般廃棄物処理の実施主体は、次に掲げるとおりである。ただし、処理主体として掲げるものがその処理を他の者に委託した場合は、当該処理を受託した者を含む。

区分			処理主体		
			収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	家庭系	可燃ごみ	排出者 市（委託）	弘前地区 環境整備事務組合	市 （直営）
		不燃ごみ			
		危険ごみ			
		大型ごみ			
		かん、びん、ペットボトル		再資源化業者 （民間事業者）	—
		有害ごみ			
		紙パック、ダンボール			
		新聞、雑誌・雑がみ			
	事業系	可燃ごみ	排出者 許可業者	弘前地区 環境整備事務組合	市 （直営）
		不燃ごみ※ ¹			
		大型ごみ			
		かん、びん、ペットボトル			
		紙パック、ダンボール		再資源化業者 （民間事業者）	—
		新聞、雑誌・雑がみ			
	犬・猫等の死体		市（委託）※ ² 排出者	弘前地区 環境整備事務組合	市 （直営）
排生活	し尿 浄化槽汚泥		許可業者	津軽広域連合、青森県	

※1 事業以外で排出されるものに限る。

※2 飼い主不明の路上等の死体に限る。

第Ⅱ章 ごみ処理実施計画

1 ごみ処理計画量

			令和6年度 見込量	令和7年度 計画量
ごみ排出量	家庭系	可燃ごみ	30, 754 t	30, 440 t
		不燃ごみ	1, 136 t	1, 125 t
		不燃ごみ(埋立処分場搬入)	54 t	0 t
		危険ごみ	34 t	34 t
		有害ごみ	—	50 t
		大型ごみ	1, 938 t	1, 918 t
		容器包装	2, 494 t	2, 469 t
	計		36, 410 t	36, 036 t
	事業系	可燃ごみ	20, 368 t	17, 869 t
		不燃ごみ	45 t	40 t
		大型ごみ	1, 100 t	965 t
		容器包装	399 t	350 t
計		21, 912 t	19, 224 t	
合 計		58, 322 t	55, 260 t	
資源化量	家庭系	再生資源回収運動	933 t	924 t
		拠点回収 (小型家電)	4 t	4 t
		古紙類行政回収	1, 090 t	1, 079 t
		計	2, 027 t	2, 007 t
	弘環組合	容リ協会等	2, 304 t	2, 471 t
		破碎回収 (鉄・アルミ)	1, 003 t	1, 076 t
		小型家電	6 t	7 t
		計	3, 313 t	3, 554 t
合 計		5, 340 t	5, 561 t	
1人1日 当たり 排出量	家庭系	659 g	649 g	
	事業系	376 g	328 g	
	計	1, 035 g	977 g	
リサイクル率			8. 8 %	9. 7 %
実質リサイクル率 (参考値)			32. 2 %	33. 1 %
1人1日当たり最終処分量			125 g	113 g
人口 (10月1日現在、R7年度は推計)			159, 841人	160, 707人

※「令和6年度見込量」は、令和6年4月から12月までの実績に、前年度の1月から3月分までの実績を加算。実質リサイクル率(参考値)の見込量は令和4年度推計を採用。

※令和7年度推計人口は、弘前市人口ビジョン(令和2年3月改訂版)の将来展望人口を採用。

2 家庭系ごみの分別区分等

(1) 行政回収

分別区分	収集頻度	排出方法	処理方法
①かん	月2回	無色透明または半透明の袋に入れる	弘前地区環境整備センターで選別・圧縮後、金属リサイクル業者へ引渡し
②びん	月2回		弘前地区環境整備センターで選別・圧縮後、容器包装リサイクル協会へ引渡し
③紙パック	月1回※	紙ひもで十字に縛るか、無色透明または半透明の袋に入れる	再資源化業者で中間処理後、製紙会社へ引渡し
④ダンボール	月1回※	紙ひもで十字に縛るか、無色透明若しくは半透明の袋、またはダンボールに入れる	
⑤ペットボトル	月2回	キャップとラベルは必ず取り外して無色透明または半透明の袋に入れる	弘前地区環境整備センターで選別・圧縮後、容器包装リサイクル協会へ引渡し
⑥新聞	月1回	できるだけ「行政回収」と明記し、紙ひもなどで十字に縛る	再資源化業者で中間処理後、製紙会社へ引渡し
⑦雑誌・雑がみ	月2回	紙ひもなどで十字に縛るか、封筒や紙袋などに入れる	
⑧燃やせるごみ	週2回	中身が判別できる無色透明または半透明の袋に入れる	弘前地区環境整備センター、南部清掃工場において焼却処理を行い、発生する熱エネルギーはサーマルリサイクルを行う
⑨燃やせないごみ	月1回		弘前地区環境整備センターにおいて使用済小型家電を選別回収し、その他は、破碎処理後、金属を回収し、金属リサイクル業者へ引渡し
⑩大型ごみ	月1回	できるだけ「大型ごみ」と表示する	
⑪危険ごみ	月1回	中身が判別できる無色透明または半透明の袋に入れる	弘前地区環境整備センターにおいて可燃性ガスを無害化処理のうえ、破碎処理後、金属を回収し、金属リサイクル業者へ引渡し
⑫有害ごみ	月1回	蛍光管は購入時の箱やケースに入れ、電池は無色透明または半透明の袋に入れる	弘前地区環境整備センターにおいて選別し、再資源化業者に引渡し

※岩木地区・相馬地区の容器包装の収集回数は全て月2回

(2) 拠点回収（回収ステーション・回収ボックス）

回 収 品 目	設 置 場 所
新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール	市役所本庁舎、市役所岩木庁舎、市役所相馬庁舎、総合学習センター ※ステーションからの回収はオフィス町内会が行う。
衣類	市役所本庁舎、市役所岩木庁舎、市役所相馬庁舎、総合学習センター、ヒロロスクエア、清水交流センター、千年交流センター、北辰学区高杉ふれあいセンター、ユニバース松原店、イオンタウン弘前樋の口、いとく浜の町店
小型家電	市役所本庁舎、市役所岩木庁舎、市役所相馬庁舎、総合学習センター、弘前地区環境整備センター、ヒロロスクエア、ユニバース堅田店、ユニバース南大町店、ユニバース松原店、ケースデンキ弘前本店

※その他、民間事業者の資源物回収場所に持ち込んでの排出も可能。

(3) 窓口回収

回 収 品 目	回 収 場 所
衣類、小型家電	東目屋出張所、船沢出張所、裾野出張所、新和出張所、石川出張所、高杉出張所※

※高杉出張所では衣類の窓口回収を行わず、併設のふれあいセンターに設置の衣類回収ボックスで対応する。

(4) その他

- ① 行政回収を利用するときは、あらかじめごみを出す場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所（以下「収集場所」という。）であることとし、市が定める分別基準に従い、決められた収集日に所定の収集場所に午前8時30分までに出す。
- ② 収集場所は、利用者間で協力して管理し、清潔に保持する。
- ③ 市が定める分別基準に従い一般家庭から排出されるごみは、市と業務委託契約を締結した業者が収集運搬する（弘前市ごみ出しサポート事業の対象世帯から排出されるごみは、市が収集運搬する）。
- ④ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器については、販売店又は許可業者に収集運搬を依頼するか、排出者自ら指定引取場所へ搬入する。
- ⑤ 在宅医療廃棄物については、以下のとおり対応する。

区分	感染等の危険性	処理方法	具体例
①血液等の感染性が高いものが付着しているもの	高い	かかりつけの医療機関に相談して処理を依頼	注射針（点滴用、血糖値測定用、インスリン注入用など）
②鋭利なもの			
③上記以外（可燃物）	低い	家庭系燃やせるごみとして排出	輸液バッグ、CAPDバッグ、チューブ、カテーテル、針なし注射筒、脱脂綿、ガーゼなど

- ⑥ 引っ越し等により一般家庭から一時多量に出るごみは、排出者自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者に処理を依頼する。
- ⑦ 収集に各家庭で出せる燃やせるごみは一度に5袋までとする。
- ⑧ 飼い主不明の路上等の犬・猫等の死体は、市または市と業務委託契約を締結した業者が随時収集し、処理施設等へ搬入する。
- ⑨ 有害・危険等の理由により市では収集しない一般廃棄物については、販売店や取扱店に処理を依頼する。
- ⑩ その他、詳細な分別基準及び収集日程については、「令和7年度ごみの分け方・出し方」及び「令和7年度弘前市収集日程表（No. 1～13）」に別途定める。

3 事業系ごみの分別区分等

(1) 分別区分

分別区分	収集運搬方法	処理方法
①かん※ ¹	排出者自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者等に収集運搬を依頼する※ ²	弘前地区環境整備センターで選別・圧縮後、金属リサイクル業者へ引渡し
②びん※ ¹		弘前地区環境整備センターで選別・圧縮後、容器包装リサイクル協会へ引渡し
③紙パック		再資源化業者で中間処理後、製紙会社へ引渡し
④ダンボール※ ²		
⑤ペットボトル※ ¹		弘前地区環境整備センターで選別・圧縮後、容器包装リサイクル協会へ引渡し
⑥新聞	排出者自ら再資源化業者へ引き渡すか、オフィス町内会等を活用して排出する	再資源化業者で中間処理後、製紙会社へ引渡し
⑦雑誌・雑がみ		
⑧燃やせるごみ※ ³	排出者自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者に収集運搬、処分を依頼する	弘前地区環境整備センター、南部清掃工場において焼却処理し、焼却の際に発生する熱エネルギーはサーマルリサイクルを行う
⑨燃やせないごみ※ ³		弘前地区環境整備センターにおいて破碎処理後、金属を回収し、金属リサイクル業者へ引渡し
⑩大型ごみ※ ³		

※1 従業員の個人的な消費に伴うものに限る。洗浄・分別されていることが必要。

※2 ダンボールは、オフィス町内会などの再資源化業者を活用しての排出も可能。

※3 産業廃棄物に該当しないものに限る。

(2) その他

- ① 事業系ごみとは、事業活動により生じたごみのうち、産業廃棄物以外のものとする。産業廃棄物については、処理地域における県や中核市の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ処理を委託するなど、適正な処理を行う。
- ② 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器については、排出者自ら指定引取場所へ搬入するか、販売店又は許可業者に処理を依頼する。

4 一般廃棄物処理業許可

(1) 収集運搬業

令和7年度の事業系ごみ計画量(19,224t/年)に対し、現行の許可業者で十分な処理能力を有していることから、令和7年度は原則として新規許可を行わない。ただし、今後のごみ排出状況の変動や、資源化の促進等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

(2) 処分業

令和7年度は原則として新規許可を行わない。ただし、適正処理が難しい処理困難物の適正処理を見通すことができる場合、その他ごみ排出状況の変動や、資源化の促進等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

5 一般廃棄物の減量化・資源化推進の方策

(1) 家庭系ごみ

① 周知啓発

施 策	取 組 内 容
広報誌やインターネット等による情報発信	ごみの内容に特化した啓発広報誌「なごみ生活」や「ごみ収集アプリ」、市ホームページなどを通じて、市民・事業者へごみの減量化・資源化に関する情報をわかりやすくかつ効果的に発信するほか、協定締結団体が持つ情報媒体など、あらゆる機会・媒体を活用して周知啓発を実施する。
環境教育の充実	ごみの減量化・資源化を推進するため、学校や地域において出前講座を開催するほか、主に小学生を対象に、ごみについて学ぶ「ごみゼロゲーム」を実施するなど、楽しく取り組める体験型の学習機会を設け、環境教育の充実を図る。

② 3Rの推進

施 策	取 組 内 容
食品ロスの削減	市内小売店等と協力して「食品ロス削減啓発キャンペーン」を行うほか、「てまえどり」「3010運動」や買物・調理の工夫など食品ロス削減につながる取組の紹介やアイデアの収集と周知を行う。 また、フードシェアリングサービス「ひろさきタベスケ」の運用による事業系食品ロスの削減など、「弘前市食品ロス削減推進計画」に基づき、市民及び関係団体と連携・協力しながら進める。
3キリ運動の推進	ごみ全体に占める水分の割合を示すなど、水キリ実践の効果や意義が直感的にわかるよう周知を工夫し、繰り返し伝えていく。 また、食品ロスの現状や食材の「賞味期限」と「消費期限」の違いの説明など、食べキリ、使いキリの実践行動を引き出す情報を繰り返し伝えていく。

消滅型生ごみ処理ボックス「キエーロ」の配布	土の中のバクテリアの働きによって、生ごみを分解する消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」のモニター事業を継続するほか、作り方の発信や製作・販売も視野に、さらなる普及を図る。また、事業所でも使用可能な大型の「メガ・キエーロ」を作成し、事業所単位での利用促進を図る。
リユース（再使用）の推進	マイバッグ・マイ容器・マイボトル・マイ箸の利用を啓発していくほか、民間事業者と協力して利用を促進する取組を検討する。 また、「リユース促進掲示板」や「ジモティー」の周知・活用を呼びかけるなど、市民がリユースに取り組みやすい環境を整えていく。
衣類回収の推進	市役所等に設置した回収ボックスで、家庭で不用になった衣類を回収する。ボックスの増設など、市民のさらなる利便性向上を図る。
古紙類回収の推進	古紙類行政回収の実施のほか、市が公共施設などに設置している「古紙類回収ステーション」、県が民間事業者の協力を得て設置している「古紙リサイクルセンター」、「古紙リサイクルエコステーション」の周知を図り、古紙類の資源化を推進する。
使用済小型家電リサイクルの推進	公共施設などでのボックス回収及び弘前地区環境整備センターでのピックアップ回収を実施する。また、民間事業者と連携し、宅配便での回収サービスを実施する。
民間回収の推進	「資源物回収拠点マップ」（スマートフォンアプリ）の活用を呼びかけるなど、民間の店頭回収など資源物の拠点回収の利用を促進し、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを行う。
再生資源回収運動の推進	町会・PTAなどの団体が実施している再生資源回収運動に対し、回収量1kgあたり4円の報奨金を交付する。
プラスチック資源一括回収リサイクルの推進	令和8年度から実施予定のプラスチック資源一括回収に向けたごみ分別ガイドブックを発行し、市民への周知を図る。

③ 適正排出の推進

施 策	取 組 内 容
適正排出についての普及啓発	「ごみの分け方・出し方」の配布のほか、広報誌、ラジオ放送、出前講座等、あらゆる場面で周知啓発を行い、ごみの発生抑制・分別徹底を推進する。
ごみ収集アプリの普及啓発	市民の利便性が向上し、適正排出に大きく寄与する「50音別分別ガイド」「収集日カレンダー」「資源物拠点回収マップ」などの機能を搭載したスマートフォンアプリ「弘前市ごみ収集アプリ」の普及を図る。また、市民が手軽に情報を入手できるよう、アプリのお知らせ機能を用いて、ごみに関する情報を随時発信していく。
廃棄物減量等推進員の配置	町内のごみ問題を把握し、ごみの適正排出、分別促進、不法投棄防止のための指導等を行うため、各町会長より推薦を受けたものを推進員として委嘱しており、地域と市のパイプ役として活動している。
不適正排出・不法投棄されにくい環境づくりの推進	不適正排出・不法投棄を防止するため、監視カメラの設置や「不適正排出防止キャンペーン」など地域と連携を図りながら啓発活動を実施する。

ごみ出し困難世帯への支援	高齢者や障がい者など、ごみ集積所までのごみ出しが困難となっている世帯のごみ出しを支援し、ごみ出しに係る負担の軽減と生活環境の向上を図る。
危険・有害ごみの適正排出推進	収集運搬時やごみ処理施設での発火・流出事故等を防止するため、エアゾール製品やライターを危険ごみとして分別収集を行うほか、蛍光管や電池類などの水銀使用廃製品を有害ごみとして分別収集する。

(2) 事業系ごみ

施 策	取 組 内 容
事業所訪問の実施(排出ルールの確認・指導)	事業所を個別に訪問し、ごみの排出ルールの確認や指導を行い、ごみ減量化・資源化に関する知識・理解を高める。
事業系ごみの適正排出指導	市のごみ収集運搬委託業者の協力のもと、本来事業系ごみとして排出すべきごみが家庭系ごみとして集積所等に排出されている状況を調査するとともに、排出されていた場合は指導を行う。 また、協定締結団体を通し、事業系ごみの減量化・資源化及び適正排出の周知啓発を行う。
オフィス町内会等の活用促進	協定締結団体及びその構成員を中心に、市内事業所に対し「オフィス町内会」や「古紙リサイクルセンター」の利用を促し、事業系紙ごみの減量化・資源化を促進する。
エコストア・エコオフィス認定制度	ごみを始めとした環境問題に積極的に取り組んでいる事業所を市が認定し、事業所のごみ減量化・資源化に関する意識を高める。
事業系ごみガイドブック等の配付	事業系ごみの適正排出と減量化・資源化を推進するため、「事業系ごみガイドブック」や「事業系ごみ分別早見表」を事業所訪問などで配付する。
事業系食品ロスの削減	事業系の食品ロスの削減を推進するため、市内飲食店等と協力して「食品ロス削減啓発キャンペーン」を行うほか、協力店舗と市民を繋ぎ、廃棄される前のお得な食品を購入できるフードシェアリングサービス「ひろさきタベスケ」を運用するなど、「弘前市食品ロス削減推進計画」に基づき、関係団体と連携・協力しながら進める。

6 処理施設の概要

(1) 中間処理施設（弘前地区環境整備事務組合所管）

施設名	弘前地区環境整備センター		南部清掃工場
区分	焼却施設	資源化施設	焼却施設
所在地	町田字筒井6-2		小金崎字川原田54
処理能力	246 t/日 (123 t/24h×2炉)	93 t/日 (93 t/5h)	140 t/日 (70 t/24h×2炉)
処理方式	全連続燃焼式	破碎・選別 圧縮・梱包	全連続燃焼式
竣工年月	平成15年4月		平成4年4月

(2) 最終処分場

施設名	弘前市埋立処分場第2次施設	
	第1区画	第2区画
所在地	十腰内字猿沢2397	
計画総面積	138,000m ²	
埋立面積	40,000m ²	39,400m ²
埋立容量	222,000m ³	224,000m ³
残余容量	2,434m ³ (令和3年12月時点)	158,553m ³ (令和6年12月時点)
埋立工法	セル方式	
埋立期間	平成8年6月～	平成30年6月～

7 市外からの一般廃棄物受入

弘前市以外からの一般廃棄物受入については、次によることとする。

(1) 市町村委託による市廃棄物処理施設への搬入

要請があった場合、搬入市町村等と弘前市外一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱に基づく事前協議を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れがない場合のみ実施することができる。

(2) 市町村委託による市内一般廃棄物許可業者への搬入

要請があった場合、搬入市町村と十分協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れがない場合のみ実施することができる。

(3) 市町村委託以外による市廃棄物処理施設への搬入

要請があった場合、排出者所在市町村と要綱に基づく事前協議を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れがない場合のみ実施することができる。また、搬入する場合は、あらかじめ弘前市から一般廃棄物収集運搬業（積卸限定）許可を取得すること。

(4) 市町村委託以外による市内一般廃棄物許可業者への搬入

排出者所在市町村と十分協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れがない場合のみ実施することができる。また、搬入する場合は、あらかじめ弘前市から一般廃棄物収集運搬業（積卸限定）許可を取得すること。

第三章 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理の推計

本市の令和7年度の生活排水処理率及び処理形態別人口を次のとおり推計する。

(1) 生活排水処理率

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (目標値)
生活排水処理率 (汚水衛生処理率)	90.4%	93.7%	97.0%

(2) 処理形態別内訳

(人)

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (目標値)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	160,019	159,492	158,965
水洗化・生活雑排水処理人口	144,737 (90.4%)	149,467 (93.7%)	154,197 (97.0%)
合併処理浄化槽	1,368 (0.9%)	1,251 (0.8%)	1,134 (0.7%)
下水道	129,854 (81.1%)	133,600 (83.8%)	137,346 (86.4%)
農業集落排水施設	13,515 (8.4%)	14,616 (9.2%)	15,717 (9.9%)
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	6,015 (3.8%)	3,992 (2.5%)	2,066 (1.3%)
非水洗化人口 (汲み取り)	9,267 (5.8%)	6,033 (3.8%)	2,702 (1.7%)
計画処理区域外人口	0	0	0

※令和5年度の計画処理区域内人口（行政区域内人口）は、年度末の住民基本台帳の数値。

※令和6年度の計画処理区域内人口（行政区域内人口）は、年度末における推計値。

※令和7年度の計画処理区域内人口（行政区域内人口）は、「岩木川流域下水道事業計画 青森県汚水処理施設整備構想（第4次構想）」（平成28年7月 青森県）における推計値。

2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計

本計画の処理形態別人口に基づいた令和7年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量を次のとおり推計する。

(t/年)			
	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)
し尿汲み取り量	3, 1 5 3	2, 0 4 7	9 1 7
浄化槽汚泥量	1 4, 4 2 1	1 3, 4 5 3	1 2, 6 4 5
合併処理浄化槽汚泥量	1, 0 5 1	9 5 8	9 1 5
単独処理浄化槽汚泥量	4, 6 2 0	3, 0 5 8	1, 5 8 2
農業集落排水施設汚泥量	8, 7 5 0	9, 4 3 7	1 0, 1 4 8
計	1 7, 5 7 4	1 5, 5 0 0	1 3, 5 6 2

3 収集運搬の概要

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、市内全域を対象に廃棄物処理法に基づく一般廃棄物許可業者により実施する。

区 分	し 尿	浄化槽汚泥
収集運搬業者	許可業者 3 社	許可業者 7 社
収集運搬車両	バキューム車	
収 集 方 法	地域ごとの定期汲み取り、または、排出者が許可業者に申込み	排出者が許可業者に申込み

4 処理施設の概要

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、津軽広域連合の津軽広域クリーンセンターへ搬入され、夾雑物の除去、希釈後に青森県の岩木川浄化センターへ投入する。また、津軽広域クリーンセンターで発生する「しさ」は、弘前地区環境整備センターで焼却処理する。

施 設 概 要	
施 設 名 称	津軽広域クリーンセンター
所 在 地	弘前市大字津賀野字浅田 1 2 7 3
処 理 方 式	夾雑物除去 ⇒ 希釈投入方式
処 理 能 力	1 1 6 kℓ/日
供 用 年 月	平成 2 7 年 1 0 月

5 適正処理の推進

(1) 合併浄化槽整備事業費補助

生活雑排水の適正処理を推進するため、下水道及び農業集落排水施設の計画区域以外の地域の専用住宅を対象に、合併処理浄化槽の設置費用等の一部を補助する。

① 補助実績及び見込

項目／年度	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）
5人槽設置	2基	—	1基
汲み取り槽撤去	—	—	1基
単独処理浄化槽 撤去	—	—	1基
宅内配管工事	—	—	1基
合計	2基	—	4基

② 補助金額及び補助基数予算

区分	補助金額（1基当たり）	補助基数	補助金額（合計）
5人槽設置費	390,000円	1基	390,000円
汲み取り槽撤去費	90,000円	1基	90,000円
単独処理浄化槽 撤去費	120,000円	1基	120,000円
宅内配管工事費	300,000円	1基	300,000円

(2) 広報・啓発活動

家庭から排出される生活雑排水の未処理放流水が生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁要因となることを広く周知し、生活雑排水対策の必要性、重要性について定期的な広報、啓発活動を実施する。

6 し尿処理体制見直しの検討

下水道等の普及などによるし尿汲み取り人口の減少に対応するため、現在、許可制度により行っているし尿処理について、今後の社会情勢に即した、効率的な処理体制の確立など、制度の見直しについて検討する。



弘前市一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月

発行 弘前市

(市民生活部 環境課)

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市役所前川新館2階

TEL : 0172-32-1969 (直通)

FAX : 0172-37-7271

E-mail : kankyou@city.hirosaki.lg.jp

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>